

⑩ 住宅用地に対する課税標準の特例適用に関する相談

【内容】

新たに住宅用地として特例認定の適用条件にかかる相談ができます。

【持ち物】

- ①納税通知書または課税通知書（共有者用）
- ②①がない場合は、運転免許証等の本人確認書類

【担当課】

市民生活部 資産税課

電話：072-841-1361